

花と緑のわがまちづくり助成制度の概要

(趣旨)

花と緑のわがまちづくり助成制度は「まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する」と規定されています。

事業認定申請書において上記の趣旨に合致する目的で活動されることが確認され、認定を受けた自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものです。

(助成対象者)

助成の対象者は、上記の趣旨に合致し、市内の公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹樹（連続した複数の区間）等の公共の場所において緑化活動（草花等の植栽およびその維持管理）を行う自治会、管理組合、若しくは事業所、又は地域の緑化グループです。

(緑化活動の回数)

緑化活動の回数は、年間（1会計年度）2回を基本としています。

(助成対象経費)

助成の対象となる経費は、花苗、種子、球根、樹木（低木）、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用及びスコップ、散水ホース等軽微な園芸用品の購入費用とします。

○ 対象となる物品例：種苗類、土、肥料、プランター、土壌改良剤（法律に準じた成分の物）、レンガ等花壇材料（**植栽の維持管理活動に必要な物に限る。**）及びスコップ、園芸用ハサミ、じょうろ、散水ホース、草刈鎌、ブルーシート等軽微な園芸用品、虫よけ、軍手、ごみ袋等の消耗品

× 対象外 の物品例：薬剤類（**殺虫剤、除草剤等**）、電動バサミ・草刈機等の機械製品、その他高額な用品、送料、手数料、ガソリン代、請負施工費等

※実績報告の際に写真【購入物品、植栽前の状況、植栽後の状況】、領収書及び内訳のわかる納品書等経費の用途を明らかにする書類の添付が必要ですので、忘れずに写真(カラー)を撮り保管するようお願いします。購入物がおおよそ植え付けられているか、確認できない場合は、追加資料を求めたり、お支払いができない場合がございます。

※購入した物品が対象となるかは地方自治法第232条第2項、同法第2条14項等に基づき公益性等を鑑み決定します。「**公益上必要があるとは言えない物品**」「**価格等が妥当でない物品**」は認められない場合がございます。ご不明な場合は事前に購入物品を事務局へお知らせいただき、ご相談下さいますようお願いいたします。

(助成金の額)

助成金の額は、原材料費及び軽微な園芸用品に相当する額としますが、年間の緑化活動の回数や花壇の面積などにより、助成金の額が異なります。ただし、1対象者につき1会計年度80,000円が限度です。注1)

詳しくは、別紙「花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱第6条の事業の認定および認定額の決定に関する基準」を参照してください。

※注1) 全団体の申請額の合計が予算額を超えた場合は、按分等により限度額から減額がなされます。なるべく実際の緑化活動に必要な経費で申請いただきますようお願いいたします。

(認定申請)

助成金の交付を受けようとする者は、助成事業認定申請書を花のまちづくりセンターへ所定の期限までに提出し、認定を受けてください。

(変更の承認)

認定を受けた者は、事業の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、花のまちづくりセンターへ届け出て、その承認を受けてください。

(実績報告)

緑化活動後、速やかに「花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書」を花のまちづくりセンターへ（年間2回以上緑化活動を行う場合はその都度）提出し、助成金の額の確定を受けてください。

※写真【購入物品、植栽前の状況、植栽後の状況】、領収書及び経費の用途を明らかにする書類の添付が必要です。

※※実績報告において書類が不備になる事例※※

以前は、支払い全体額のみが記載された領収書で明細が添付されていない場合、ご自身で作成された花苗の数の集計表を提出いただき、受付をしておりましたが、昨今の支払い審査の厳正化により、これらは正式な書類として認められなくなりました。

つきましては、明細がお手元に無い場合は、納品書等を再発行いただくようお願いいたします。本市でよく書類不備が発生する店舗は以下のとおりとなります。

- ① GP-山長・・・再発行を受付していただけます。FAX等でも対応可能です。
- ② スターフラワー(辻町)・・・**購入時にお申し出なされないと明細書が発行されません**。また、再発行についても後からでは店舗も価格などが把握できないとのことで、再発行はできないようですので、ご注意ください。
- ③ インターネットでの購入・・・サイト上で明細が発行できる場合があります。送料や手数料は対象ではありませんので、**明細がないと実際に花苗に要した額が分からずお支払いができません**。ID登録して購入することを推奨します。
- ④ 花の大和等での苗の購入・・・ふろーらむでは、宿根草の苗を、花が咲く前の状態で購入する場合も助成しておりますが、なるべく購入時の苗を、品名等がわかるラベルと一緒に写真を撮るなどして、ご報告くださいますようお願いいたします。

(助成金の交付の請求)

助成金の額の確定後、請求書により助成金を花のまちづくりセンターへ請求してください。

(交付決定の取消しおよび、助成金等の返還)

偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたときは、生駒市補助金等交付規則に基づき事業認定の取消しおよび、助成金等の返還が命ぜられます。